

起因物分類コード表

分類番号			分類番号			分類番号		
大	中	小	大	中	小	大	中	小
1 動力機械	11	111 原動機	3 その他 の装置	31	311 ボイラー			
	12	121 動力伝導機構		312	圧力容器			
		131 丸のこ盤		319	その他の圧力容器			
	13	132 帯のこ盤		32	321 化学設備			
	木材加工用機械	133 かんな盤		33	331 ガス溶接装置			
		134 角のみ盤、木工ボール盤		332	アーク溶接装置			
		135 面とり盤、ルータ、木工フライス盤		339	その他の溶接装置			
		136 チェーンソー		341	炉 窯			
		139 その他の木工用機械		342	乾燥設備			
	14 建設機械等	141 整地・運搬、積込み用機械		349	その他の炉窯等			
15 金属加工用機械	142	掘削用機械		351	送配電線等			
		143 基礎工事用機械		352	電力設備			
		144 締固め用機械		359	その他の電気設備			
		145 解体用機械		361	人力クレーン			
		146 高所作業車		362	人力運搬			
		149 その他の建設用機械		363	人力機械			
		151 旋盤		364	手工具			
		152 ボール盤、フライス盤		37	371 はしご等			
		153 研削盤、バフ盤		372	玉掛用具			
		154 プレス機械		379	その他の用具			
16 一般動力機械	155	鍛圧ハンマー		39	391 その他の装置、設備			
		156 シャー・		411	足場			
		159 その他の金属加工用機械		412	支保工			
		161 遠心機械		413	階段、棧橋			
		162 混合機、粉碎機		414	開口部			
		163 ロール機（印刷ロール機を除く）		415	屋根、はり、もや、けた、合掌			
		164 射出成型機		416	作業床、歩み板			
		165 食品加工用機械		417	通路			
		166 印刷用機械		418	建築物、構築物			
		167 産業用ロボット		419	その他の仮設物、建築物、構築物等			
17 車両系木材伐出機械等	169	その他の一般動力機械		51	511 爆発性の物等			
	171	伐木等機械		512	引火性の物			
	172	走行集材機械		513	可燃性のガス			
	173	架線集材機械		514	有害物			
	179	その他の車両系林業用機械		515	放射線			
2 物上げ装置、運搬機械	211	クレーン	5 物質・材料	519	その他の危険物、有害物等			
	212	移動式クレーン		521	金属材料			
	213	デリック		522	木材、竹材			
	214	エレベータ・リフト		523	石、砂、砂利			
	215	揚貨装置		529	その他の材料			
	216	ゴンドラ	6 荷	611	荷姿のもの			
	217	機械集材装置、運材索道		612	機械装置			
	218	簡易架線集材装置		711	地山、岩石			
	219	その他の動力クレーン等		712	立木等			
	221	トラック		713	水			
22 動力運搬機	222	フォークリフト		714	異常環境等			
	223	軌道装置		715	高温、低温環境			
	224	コンベア		716	その他の環境等			
	225	ローダー	7 環境等	91	911 その他の起因物			
	226	ストラシンドルキャリア		92	921 起因物なし			
	227	不整地運搬車		99	999 分類不能			
23 乗物	229	その他の動力運搬機						
	231	乗用車、バス、バイク						
	232	鉄道車両						
	239	その他の乗り物						

参考資料

事故の型分類コード

分類番号	分類項目	説明
1	墜落・転落	<p>人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。</p> <p>乗っていた場所が崩れ、動搖して墜落した場合、砂ビン等による蟻地獄の場合を含む。</p> <p>車両系機械などとともに転落した場合を含む。</p> <p>交通事故は除く。</p> <p>感電して墜落した場合には感電に分類する。</p>
2	転倒	<p>人がほぼ同一平面上でころぶ場合をいい、つまづき又はすべりにより倒れた場合等をいう。</p> <p>車両系機械などとともに転倒した場合を含む。</p> <p>交通事故は除く。</p> <p>感電して倒れた場合には感電に分類する。</p>
3	激突	<p>墜落・転落及び転倒を除き、人が主体となって静止物又は動いている物に当たった場合をいい、つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 車両系機械などとともに激突した場合を含む。 <p>交通事故は除く。</p>
4	飛来・落下	<p>飛んでくるもの、落ちてくるもの等が主体となって人に当たった場合をいう。</p> <p>研削といしの破裂、切断片、切断粉等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。</p> <p>容器等の破裂によるものは破裂に分類する。</p>
5	崩壊・倒壊	<p>堆積した物（はい等も含む）、足場、建築物等がくずれ落ち又は倒壊して人に当たった場合をいう。</p> <p>立てかけてあつた物が倒れた場合、落盤、なだれ、地すべり等の場合を含む。</p>
6	激突され	<p>飛来、落下、崩壊、倒壊を除き、物が主体となって人に当たった場合をいう。</p> <p>つり荷、動いている機器の部分などが当たった場合を含む。</p> <p>交通事故は除く。</p>
7	はまれ・巻きこまれ	<p>物にはさまれる状態及び巻きこまれる状態でつぶされ、ねじられる等をいう。</p> <p>プレスの金型、鍛造機のハンマ等による挫滅創等はここに分類する。</p> <p>ひかれる場合を含む。</p> <p>交通事故は除く。</p>
8	切れ・こすれ	<p>こすられる場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。</p> <p>刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。</p>
9	踏み抜き	<p>くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。</p> <p>床、スレート等を踏み抜いたものを含む。</p> <p>踏み抜いて墜落した場合は墜落に分類する。</p>
10	おぼれ	<p>水中に墜落しておぼれた場合を含む。</p>

分類番号	分類項目	説明
11	高温・低温の物との接触	高温又は低温の物との接触をいう。 高温又は低温の環境下にばく露された場合を含む。 (高温の場合) 火災、アーク、溶融状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。 炉前作業の熱中症等高温環境下にばく露された場合を含む。 (低温の場合) 冷蔵庫内等低温の環境下にばく露された場合を含む。
12	有害物等との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、CO中毒、酸素欠乏症ならびに高気圧、低気圧等有害環境下にばく露された場合を含む。
13	感電	帯電体に触れ、又は放電により人が衝撃を受けた場合をいう。 (起因物との関係) 金属性カバー、金属材料等を媒体として感電した場合の起因物は、これらが接触した当該設備、機械装置に分類する。
※14	爆発	圧力の急激な発生又は開放の結果として、爆音をともなう膨張等が起こる場合をいう。 破裂を除く。 水蒸気爆発を含む。 容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であってもここに分類する。 (起因物との関係) 容器、装置等の内部で爆発した場合の起因物は、当該容器、装置等に分類する。 容器、装置等から内容物が取り出された、又は漏えいした状態で当該物質が爆発した場合の起因物は、当該容器、装置に分類せず、当該内容物に分類する。
※15	破裂	容器又は装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。 圧かいを含む。 研削といしの破裂等機械的な破裂は飛来・落下に分類する。 (起因物との関係) 起因物としてはボイラー、圧力容器、ボンベ、化学設備等がある。
※16	火災	(起因物との関係) 危険物の火災においては危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては火源となったものを起因物とする。
※17	交通事故(道路)	交通事故のうち道路交通法適用の場合をいう。
※18	交通事故(その他)	交通事故のうち船舶、航空機及び公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。 公共輸送用の列車、電車を除き、事業場構内における交通事故は、それぞれ該当項目に分類する。
19	動作の反動 無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い荷物を持ち上げて腰をぎっくりさせたというように身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動などが起因してすじをちがえる、くじく、ぎっくり腰及びこれに類似した状態になる場合をいう。 バランスを失って墜落、重い物を持ちすぎて転倒等の場合は、無理な動作等が関係したものであっても、墜落、転倒等に分類する。
90	その他	上記のいずれにも分類されない傷の化膿、破傷風等をいう。
99	分類不能	分類する判断材料に欠け分類困難な場合をいう。

※印は特掲事故であって、事故の型を決める際は他よりも優先する。